

令和6年度 喜多方市多世代同居住宅取得支援事業補助金 概要

1 目的

世代間の支え合いによる子育てや高齢者の見守り環境の充実等を図り、持続性の高い地域コミュニティを構築するため、市内で住宅を取得し多世代で同居する者に、その取得費用の一部を補助します。



2 内容

(1) 補助対象者：下記①と②に該当し、かつ補助金の交付申請の日において申請期限以内であること。

① 補助対象となる方	② 補助対象となる住宅
ア 市内で住宅を取得し 現に親と多世代同居※している方	ア 市内に所在していること
イ 同一世帯に義務教育終了前の子供がいる方 または 40 歳未満の方	イ 新たに住宅の新築又は売買に係る契約を締結し 取得した住宅であること
ウ 市税等の滞納がなく暴力団員等でない方	ウ 補助対象者およびその配偶者の所有権持分の 合計が2分の1以上であること
エ 居住地域の自治会（行政区）に加入し 地域活動に協力できる方	エ 補助対象者又はその配偶者の3親等以内の親族から 取得したものではないこと（中古のみ）
オ 公共工事に伴う移転補償等を受けていない方	オ 別荘など一時的な利用に供するものではないこと

※多世代同居とは、子が住宅を取得し親と同一の住宅に居住すること。ただし、子と親が100m以内に近居する場合も同居とみなします。（親が賃貸住宅に居住している場合は対象外。）

- (2) 基準日： 新築 所有権保存登記日、中古 所有権移転登記日
 (3) 申請期限： 新築 基準日から6カ月以内、中古 基準日から1年以内
 (4) 補助条件： 基準日以後5年以上、多世代同居により定住すること
 (5) 補助額：

区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
新築	住宅の取得経費 (土地代は含まない)	1/5以内	20万円
中古		1/2以内	10万円



※令和6年3月31日以前が基準日となる場合、取り扱いが異なりますので、詳細はお問い合わせください。

- 3 申請受付期間 令和6年4月1日（月曜日） ～ 予算が終了するまで
 ※訪問日時を事前にご連絡の上、申請書類をご持参ください。
- 4 事前相談 申請書類の記載方法等の事前相談を承りますので、お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先：喜多方市 企画政策部 地域振興課 きたかたぐらし推進室 ☎ 0241-24-5306